

# みんなで支える森林づくり松本地域会議(平成 29 年度第 1 回)会議次第

日 時 平成 29 年 8 月 31 日 (木)

13 時 30 分から 15 時 30 分

場 所 松本合同庁舎 203 号会議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

(1) 森林づくり県民税 10 年間の総括

(2) 今後の森林づくりに向けて

(3) 平成 28 年度森林づくり県民税活用事業実績

(4) 平成 29 年度森林づくり県民税活用事業計画

## 4 その他

## 5 閉会

# みんなで支える森林づくり松本地域会議設置要綱

## (設置目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 地域会議は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定についての検討等を行い、必要に応じ松本地域振興局長（以下「局長」という。）に意見を提出する。

## (委員)

第3 地域会議は、局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (組織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 地域会議の会議（以下「会議」という。）は、局長が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6 地域会議の事務は、松本地域振興局林務課において処理するものとする。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、地域会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。（第1条、第2条 一部改正）

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。（第3条 一部改正）

付 則

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。（第3条 一部改正）

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。（第2条、第3条、第5条、第6条一部改正）

# みんなで支える森林づくり松本地域会議 委員名簿

【任期 平成 29 年 2 月 22 日から平成 30 年 3 月 31 日まで】

[五十音順 敬称略]

あか はね かつ ひこ  
赤 羽 克 彦

松筑木材協同組合 理事長

うし じま しゅんぺい  
牛 島 俊 平

信州フォレストコンダクター(長野県森林組合連合会中信木材センター)

おお た み え  
太 田 美 絵

塩尻商工会議所相談指導課

さ とう のぶ お  
佐 藤 喜 男 (座長)

森林環境教育研究室室長

た むら けい こ  
田 村 恵 子

自然エネルギー信州ネット理事

ひら ばやし ち よ  
平 林 千 代

安曇野市消費者の会会長

ます た とみ しげ  
増 田 富 重 (座長代理)

松本広域森林組合専務理事

や じま より よし  
矢 島 頼 義

松本市農林部耕地林務課課長